

平成31年2月定例県議会における
教 育 委 員 会 答 弁 要 旨

平成31年3月14日
総務企画課秘書広報係

平成31年2月定例県議会（代表質問）

○自民党県議団 岳 康宏 議員

2月12日

①公立小学校における相撲場及び高鉄棒の設置状況について 【体育スポーツ健康課】

小学生のスポーツ環境の充実の観点から、本県の公立小学校における相撲場及び高鉄棒の設置数とその設置状況の変化について問う。

昨年11月に政令市を除く市町村教育委員会を対象に実施した調査によると、相撲場が設置されている小学校は、開校時139校でしたが、その後72校で撤去され、現在67校です。また、高鉄棒は、開校時284校でしたが、その後66校で撤去され、現在218校です。

②未設置の小学校における体力を高めるための取組みについて【体育スポーツ健康課】

相撲場や高鉄棒が未設置の小学校は、体力を高めるためにどのような取組みをしているのか。相撲場や高鉄棒が無くされたことについて、その原因も含め実相を問う。

相撲場や高鉄棒を撤去した主な理由は、いずれも「老朽化」や「教育活動で使用しない」、「危険である」等でした。

相撲場や高鉄棒を撤去したり、開校の当初から未設置の小学校では、相撲マットや砂場を使って、相撲の動きを取り入れた活動を仕組むことで、瞬発力や巧みに体を動かす能力を高めたり、低鉄棒を使って、長く体を支持する技を取り入れることで、筋力やバランス感覚を高めたりするなど、今ある運動施設や設備を効果的に活用し、体力を高める取組みを行っています。

③「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」と体力向上に係るスポーツ環境の充実について 【体育スポーツ健康課】

本県が策定した「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」の内容と今後の本県運動部活動の在り方について問う。最後に、体力向上に係るスポーツ環境の充実について教育長の見解を問う。

今回の指針は、子供の健康・安全の確保、持続的な指導体制の確立及び教員の負担軽減の観点から、国のガイドライン及び本県の実情を踏まえ、作成をしました。

その主な内容として、休養日については、原則として、土日の1日を含む週2日以上、活動時間については、平日2時間、休日3時間程度とし、国のガイドラインと同様の基準としました。

ただし、学校の実態に応じて弾力的に運用することができるようになっています。

今後は、本指針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情等に応じた新たな運動部活動の形態の構築について調査研究してまいります。

体力向上に係るスポーツ環境の充実については、体力を高めるためには、単にトレーニング的な運動を行うのではなく、遊びの要素を取り入れた体力づくりを実践したり、部活動指導員を含め地域と連携した運動部活動の環境を整備したりすることで、積極的かつ継続して運動に取り組む子供を育てることが重要です。

このような観点を重視して、今後子供たちが体力を向上させ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツ環境の充実に努めてまいります。

○国民民主党・県政県議団 小池 邦弘 議員

2月12日

①小中学校の衛生委員会について

【教職員課】

〔県内全ての小中学校の中で、総括的な安全衛生委員会に包含されず、学校に衛生委員会もない学校数及び職員数とそれが全体に占める割合、並びに産業医の選任状況について聞く。また、この実態について教育長の認識を問う。〕

平成29年度の調査によると、県内の公立小中学校のうち衛生委員会が設置されていないのは374校、その職員数は8647人であり、全体に占める割合は、それぞれ35%と32%となっています。

また、衛生委員会の設置や産業医の選任を要する小中学校33校のうち、衛生委員会が設置されているのは19校、産業医が選任されているのは22校となっています。

教職員が教育活動に専念できる職場環境を確保し、学校教育の質の向上を図るために、労働安全衛生体制の確保が重要であり、学校の設置者は法令上の義務の遵守を徹底する必要があると考えています。

②小中学校の労働安全衛生体制に係る今後の取組みについて

【教職員課】

〔全ての小中学校で働く教職員が衛生委員会などに包含されなければならない。併せて産業医は単なる内科医ではなく要件を満たした人であることを市町村に周知徹底する必要があると思うが、今後の県教育委員会の取組みについて問う。〕

学校の労働安全衛生体制については、教職員の働き方改革を進めていく上でも重要なものであると考えています。

県教育委員会としては、学校の設置者である市町村に対して、教育長会議や学校教育担当課長会議等において、衛生委員会の設置や産業医、衛生推進者の配置など、法令に基づく体制整備を図るよう指導してまいります。

③県指針の実効性確保のための取組みと市町村教育委員会への支援について

【体育スポーツ健康課】

〔県指針の実効性確保のために、どのように取り組むのか、また、市町村教育委員会に対してガイドライン策定をどのように支援していくのか。〕

県立学校については、県の指針に則り、各学校の運動部活動の運営方針を作成し、来年度からの実施に向け準備すること、また、来年度末に県の指針の運用状況調査を実施することを校長会において周知しています。この調査結果に基づき、適宜、指導及び是正に努めています。

市町村の教育委員会は、県の指針を参考に、各市町村の運営方針を作成することとなっていることから、県の指針を示しつつ、市町村教育長会及び中学校長会において働きかけをしているところです。

また、現在、市町村教育委員会の方針策定に係る様々な相談に応じており、今後とも、円滑な策定に向けて指導助言を行ってまいります。

④県立学校への指導及び調査状況等について

【体育スポーツ健康課】

〔昨年6月議会答弁以降、県立学校に対しどのように指導してきたのか。また、昨年6月議会の答弁で知事及び教育長は、県立学校および私立学校において、運用状況等について調査を行うことを言及しているが、現在の調査状況と調査内容、調査結果に係る対応について問う。〕

昨年6月以降、校長会や運動部活動指導力向上研修会等、様々な機会において、国のガイドラインに基づいた運動部活動の運営を指導してまいりました。また、その内容について、各学校では、職員会議や顧問会議で共有するとともに、地域や保護者に対し、休養日の設定等について周知をしています。

現在の調査状況と調査内容、調査結果に係る対応について、各学校における運用状況は、国のガイドラインにおいて「休養日や活動時間は、地域や学校の実態を踏まえ、月間や年間単位での活動頻度及び時間の目安を定めることが考えられる。」と示されていることから、年間を通じた運用状況の調査を実施する必要があると考えています。

そのため、今年度末に部活動指導員の活用状況、年間を通じた休養日や活動時間の設定状況、教員の負担軽減に向けた取組内容等について調査を実施し、その結果を元に、来年度以降、研修会等を通じた全般的な指導や課題に応じた個別指導に努めてまいります。

⑤文化部活動の在り方に関する方針の策定について

【高校教育課】

〔文化部活動の在り方に関する方針について、文化庁の要請に基づき、どう対応するのか、教育長に問う。〕

現在、文化部活動の頻度や活動時間については、年間を通じて練習が長時間に及ぶものもあれば、特定の時期に集中するもの、休日を中心に活動するものなど、極めて多様です。

文化部活動の適切な実施のためには、その特性を踏まえ、生徒や教職員の心身の負担等を考慮した休養日や活動時間の基準等を設定する必要があります。

このため、各学校や芸術文化関係団体等の意見を十分に取り入れながら、方針の策定に当たりたいと考えています。

⑥方針策定に係る市町村教育委員会への支援について

【義務教育課】

〔文化部活動の在り方に関する方針について、市町村教育委員会の方針策定をどのように支援していくのか、教育長に問う。〕

市町村教育委員会に対しては、県における方針策定に当たっての検討事項や、県立学校及び関係団体の意見等を情報提供することで、円滑な策定を支援してまいります。

⑦部活動顧問の現状及び部活動指導員の配置について

【体育スポーツ健康課】

〔部活動顧問の現状について、教育長はどのように認識しているのか。また、部活動指導員について、県立高校及び公立中学校等に対して配置がどのようにになっているのか。〕

平成26年度の日本体育協会の調査報告書によると、担当している運動部活動で過去に競技経験がないと回答した顧問の割合は、中学校が52.1%、高等学校が44.9%となっています。また、昨年度のスポーツ庁の調査報告書によると、「校務と部活動の両立に限界を感じる」と回答した顧問の割合は、公立中学校が47.9%、公立高等学校が43.6%となっています。

これらの現状から、生徒が専門的な指導を受けることができる環境の整備と、教員の負担軽減に努める必要があると認識しています。

このため、県教育委員会では、今年度から、部活動指導員を県立学校87校において任用するとともに、申請のあった市町村立中学校18校に、国の補助事業を活用し支援を行っています。

⑧部活動指導員の確保について

【体育スポーツ健康課】

〔 部活動指導員については、補助創設以前より、指導員不足などで指導員確保が困難となっている現状が見受けられる。部活動指導員の確保について、部活動顧問の負担軽減への取組みも含め、教育長の認識を問う。 〕

部活動において技術的な指導に従事する部活動指導員の任用は、生徒の部活動環境の充実を図るだけでなく、単独での指導や大会引率ができるところから教員の負担軽減につながるものと認識しています。

しかしながら、部活動指導員の人材確保が困難であるとの声も聞かれることから、今後、県体育協会や競技団体と連携を図り、部活動指導員の確保と育成に努め、教員の負担軽減を図ってまいります。

⑨県立高校における制服の選択について

【高校教育課】

〔 制服選択制となる県立高校はどの程度あるのか、教育長に問う。 〕

来年度、女子生徒の制服として、スカートに加えスラックスが選択できる学校は、20校となる見込みです。

さらに、複数の学校が、次年度以降の実施に向けて、デザイン等を検討しているなど、各学校において、機能性や防犯対策等に配慮した制服着用の弾力化が進められています。

⑩市町村における取組み状況等について

【義務教育課】

〔 昨年の6月代表質問からこれまでの間、県内市町村への情報提供が具体的にどのような方法で行われたのか、また、現在の各市町村の取組み状況について教育長に問う。 〕

市町村に対しては、各地区的教育事務所を通じ、県立学校において制服着用の弾力化を図る検討を進めている状況について、情報提供を行っています。

現在、政令市を含め複数の市町村において制服着用の弾力化にかかる検討が行われており、そのうち5市町の学校において、本年4月から弾力化される予定です。

引き続き、県立学校や市町村の取組み状況について周知を図ってまいります。

○公明党 大城 節子 議員

2月13日

①避難所に指定されている県立学校体育館への空調設置状況と今後の対応策について

【施設課】

〔 県立学校において多くの体育館が避難所に指定されているが、体育館への空調設置状況と今後の対応策について伺う。 〕

現在、県立学校において、体育館が避難所として指定されている学校は89校ですが、空調を設置しているところはありません。

体育館への空調設置については、構造上大規模空間であることや断熱性が不十分であることなどから、機器の設置場所やその選定、更には費用対効果など解決すべき様々な課題があります。

このため、今後は、防災機能を強化していく観点から、他県の先行事例或いは断熱性や機器の効果的・経済的な施工事例等について調査しつつ、関係部局とも連携を図りながら研究をしてまいります。

また、国に対しても、県立学校の空調整備に係る経費の負担軽減に繋がる継続的かつ十分な措置について、強く要望してまいります。

②小中学校普通教室への空調設置に係る取組みについて

【施設課】

〔国の予算を活用することで、全ての小中学校普通教室に空調設置が可能と考えるが、現在どのように取り組んでいるのか教育長に伺う。〕

今日、空調の整備を図ることは、子どもの健康保持及び学習効果の観点から、学校教育上不可欠のものと考えています。

このため、市町村に対し、国の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用して、積極的に普通教室への空調整備を図るよう促してきたところです。

これにより、統廃合や改築計画のある一部の学校を除き、全ての小中学校の普通教室に空調が設置される予定となっています。

③設置後に想定される課題と対応策について

【施設課】

〔学校の安全・安心は学校施設の環境整備に委ねられる観点から、今後、学校施設の環境整備を継続的に推進し、その維持を図る上で、設置後に想定される課題と対応策について教育長に伺う。〕

今後は、特別教室への空調設置や、光熱水費、維持管理費、将来の更新費等の負担が課題となると考えています。

県教育委員会としては、これらの経費に関する国との財政的支援について、教育長協議会等を通じて、強く要望してまいります。

縁友会 吉武 邦彦 議員

2月13日

【施設課】

①避難所に指定されている学校の防災対策について

〔避難所に指定されている学校における防災安全ガラスの設置状況及び今後の防災対策をどのように推進していくのか教育長に問う。〕

指定避難所となっている本県公立学校のうち、防災安全ガラスが設置されているのは5校です。

近年の大規模災害の発生状況に鑑みれば、学校施設の防災機能の強化は重要な課題です。

このため、県立学校においては、避難所に指定された施設の窓ガラスの強化対策や飛散防止対策の取組みを今年度から始めたところです。

また、国においては、昨年12月に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、学校施設においても防災機能の強化を推進する考えを示しました。

県教育委員会としては、今後も市町村に対し、こうした国からの情報を速やかに提供しつつ、学校施設の防災機能を強化するよう、指導・支援してまいります。

②教職員の不祥事について

【教職員課】

〔この3年間の不祥事について処分件数は何件なのか、そしてどのような不祥事でどのような処分としたのか、また教育長の責任についてどのように認識しているのか、教育長に問う。〕

平成28年度から現在までの間に教職員の不祥事に関して20件の懲戒処分を行っています。

その主な内訳としては、わいせつ行為によるものが7件で全て免職となっています。このほか、飲酒運転によるものが6件で、うち免職が3件、停職が3件となっています。

こうした教職員の不祥事については、県民の教育に対する信頼を著しく損なうものであり、責任を痛感しております、深くお詫び申し上げます。

改めて、不祥事防止研修や管理職による面談の充実を図り、教職員一人一人の倫理観や規範意識を高める取組みを徹底してまいります。

③採用後3年以内に退職した小中学校教員の推移と新規採用教員を支援する取組みについて

【教職員課】

採用後3年以内に退職した小中学校の教員数はどのように推移しているのか。

また、採用後、早期に退職する教員を可能な限り出さないようにするために、どのような新規採用者を支援する取組みを行っているのか。

採用後3年以内の退職者数については、平成27年度は19名、平成28年度は20名、平成29年度は23名となっています。

そのうち、約4割が採用後1年内に退職しています。

このため、教育に関する基礎的・基本的な資質・能力を養成する初任者研修の実施のほか、採用後の円滑なスタートを支援するため、学校における人間関係づくりや学級経営のポイントなどに関する講座を設けました「教員採用前セミナー」を、本年度採用者から実施しています。

また、教科指導や生徒指導など、職務に関する悩みを経験豊富な退職教員等に相談できる「教職員カウンセリング室」を、教育センターや県内6地区に設置するなどの支援策を実施しています。

平成31年2月定例県議会（一般質問）

○自民党県議団 板橋 聰 議員

2月14日

【義務教育課】

①児童生徒の学力の現状について

[本県児童生徒の学力の現状について、どのように総括しているか、教育長に問う。]

平成30年度全国学力調査の県全体の結果では、4教科区分の平均で見ると、小学校は、全国の値を上回っており、4年連続で向上し、調査開始以来、最も高い値となっています。

中学校は3年連続で向上傾向にあるものの、依然として全国を下回っており、小学校で伸ばした学力を中学校段階で十分に伸ばすことができていないことが課題と考えています。

また、特に中学校では、全ての教科区分で全国の値を超える地区がある一方で、全ての区分で下回っている地区もあり、未だ地区間格差が解消されていません。

さらに、本県は、生徒の問題解決に向けた主体的な態度や、話し合いによる探究活動などの値が全国よりも低く、今後、小・中学校9年間のつながりを意識しながら授業改善などの取組みを行う、学校の組織的マネジメントを徹底させることが必要であると考えています。

②学力向上に向けた施策の効果について

【義務教育課】

[学力向上に向けた県のこれまでの施策は効果があったのか、これまで幾度か質問に取り上げてきた南筑後の状況についても触れながら説明いただきたい。また、課題についてはどのように捉えているのか、教育長に問う。]

これまで、県教育委員会では、学力向上推進強化市町村の指定による非常勤講師の配置や指導主事の重点的派遣を行い、学力実態の厳しい市町村への支援を継続して行ってまいりました。

また、近年は、学校が、学力調査結果を活用して全職員で課題を分析し授業改善に生かすための取組みについて、モデル事例の紹介や優れた授業に学ぶ研修の実施、県立高校入試問題を活用した学習資料の提供などを通じて意識改革を図ってまいりました。

これらの取組みが、学力の検証改善に向けた教員の意識の向上や、筑豊地区小学校の学力向上などの効果を生んでいると考えています。

南筑後地区の中学校では、昨年まで、検証改善サイクルの確立が大きく立ち遅れていきましたが、教育事務所による管理職支援訪問や中堅教員を集めた授業改善セミナー等の取組みを通して、検証改善を行う学校が増えつつあります。

しかしながら、思考力を育てる授業づくりに向けた教員の意識や小学校、中学校間をつなぐ意識は、中学校において未だ不足しており、その改革を図り小学校で培われた学力を持続的に高めていくことが、南筑後をはじめとした本県の課題です。

③今後の学力向上の取組みについて

【義務教育課】

[現在の課題を解消し、さらなる学力向上を図るため、今後、県としてどのように取り組むのか、教育長に問う。]

「未来社会の創り手」としての学力を育むことの大切さについて、学校が地域・保護者と共に理解し、校区一体となった機運を高めることが、まずは重要であり、このため、3月までに、全ての小中学校が、地域・保護者に対し、学力向上に係る丁寧な説明を行うよう、県として働きかけています。

また、平成29年度から中学校1年生を県版学力調査の対象に追加し、小学校5年から中学校3年までの切れ目のない状況を把握できるようになりました。

これを基に、中学校段階での学力が伸び悩んでいる地域においては、小中を一貫させた視点から同一集団の経年変化を分析し、そのデータを踏まえた小中合同での研修を行うよう啓発を進めています。

併せて、他地区の優れた取組みを学ぶ地区間交流研修を充実させ、義務教育9年間を繋いだ効果的なマネジメントの具体例を、南筑後地区をはじめ、県全体に浸透させ、意識改革を図ってまいります。

○自民党県議団 片岡 誠二 議員

2月14日

①小学校英語教育充実のための具体的な取組みについて

【義務教育課】

〔 県内の小学校英語教育充実のため、県として具体的にどのような取組みを進め
てきているのか、教育長に問う。〕

小学校の英語教育充実のためには、まずもって各学校における英語教育推進体制を構築することが重要です。

このため、本年度と次年度の2ヶ年間で、県内58市町村の各1中学校区をモデル地区として指定し、英語力・指導力に優れた教員が、小学校を巡回し、モデル授業の公開や研修の実施、教育課程編成への助言を行う等の支援を行っています。

②小・中学校での英語指導力の高い教員の育成について

【義務教育課】

〔 英語教育推進の前提として、小学校・中学校ともに、英語の指導を行う教員の資質向上が重要であると考えるが、現在、県として、どのように指導力の高い教員の育成を行っているのか、教育長に尋ねる。〕

本県では、英語教育の在り方や指導方法等について実践的に学ぶ「小学校教員の英語力・指導力向上研修」を実施しており、これにより小学校英語教育推進の中核となります教員900名を育成してきています。

さらに、本年度からは、当該教員を対象として、英語関係企業のノウハウを取り入れ、語学力の向上に重点を置いたスキルアップ研修を実施しています。

また、中学校英語教員には、初任者の段階で全員に英検準1級を受験させるための補助を行うとともに、「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能をバランスよく育成する授業を「英語」で行うための研修を実施しています。

加えて、英語力の高い小学校教員を確保するため、来年度の教員採用試験から、中学校又は高校の英語の教員免許状所有者や英検準1級以上の英語力を有する者に対し、第一次試験の専門試験の得点に一定の点数を加算する優遇措置を実施する予定です。

③生徒一人一人の英語力を磨くための県の取組みについて

【義務教育課】

〔 生徒一人一人の英語力を磨くために、県はどのような取組みを行っているのか、教育長に問う。〕

県として、本年度から新たに、中学校3年生全員を対象に、英検3級程度を測定できる簡易版のテストを実施しています。

また、県中学生英語スピーチコンテストを実施し、互いの考えを英語で発表・交流し、日頃の学習で身に付けたコミュニケーション能力を發揮する場を設けています。

これに加えて、県内の市町村では、中間市のような取組み以外にも、例えば休み時間に生徒がA L Tと自由に会話を楽しめる英語サロンを開設したり、1日中英語を使って学校生活を送ったりする取組み等が行われています。

④小・中学校の連携した取組みについて

【義務教育課】

〔小・中学校の連携した取組みも必要であると考えるが、このことについて、県教育委員会としての認識を伺う。〕

小学校において英語が教科とされたことに伴い、9年間の系統的な教育課程の編成や指導の一貫性を確保する必要があり、小・中学校の連携は、極めて重要です。

このため、県内の2市を研究地域として指定し、小中連携による外国語教育の推進方策を実践研究しており、今後、その研究成果を、教員研修等を通して県内全体へ広げてまいります。

○自民党県議団 井上 博行 議員

2月15日

①纏振りをはじめとする消防伝統技術の価値について

【文化財保護課】

〔纏振りをはじめとする消防伝統技術の価値について、教育長の認識を問う。〕

消防伝統技術については、全国各地で年始に開催される「消防出初式」などの場において毎年披露され、火消の精神を伝える伝統芸能として、人々を魅了し、今もなお生き続けています。

これは、関係する方々の取組みにより、その伝統が守られているものであり、江戸時代から近代に及ぶ地方の習わしや文化を知り、火災発生時における消火活動の変遷を知る上でも、歴史的価値を有するものと認識しています。

②福岡・博多の纏振りをはじめとする消防伝統技術を県の文化財として評価することについて

【文化財保護課】

〔福岡・博多の「纏振りをはじめとする消防伝統技術」を県の文化財として評価することについて教育長の見解を問う。〕

県の文化財として評価するためには、消防伝統技術に関する文献などの史料調査、纏など消防道具の調査、江戸時代以降の火災に関する記録の調査など、体系的かつ詳細な学術調査を行う必要があります。

福岡・博多の消防伝統技術においては、それらの調査が行われていないため、現段階で正しく評価はできていません。このため、県教育委員会としては、関係団体の理解と協力を得た上で、無形民俗文化財としての価値を評価するための「記録選択」の手続きを行い、地元自治体等が行う学術調査や報告書の作成に対して、専門的見地からの指導助言に努めてまいります。

○自民党県議団 香原 勝司 議員

2月15日

①運動部活動の課題とその対策について

【体育スポーツ健康課】

〔現在の運動部活動の課題は何か。また、その課題に対して県教育委員会はどのように取り組んでいるのか。〕

現在の運動部活動は、少子化による生徒数の減少や指導者の不足等により、従前の運動部活動を維持できない、部員の人数が揃わないために大会に出場できない、専門的な技術

指導を受けることができないなどの課題があります。

また、平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、中学校の教員が部活動指導に従事する時間は、10年前と比較すると休日1日当たり約1時間増加しており、部活動の指導が教員の多忙化の一因となっているという課題もあります。

このため、今年度、「福岡県運動部活動調査研究委員会」を設置し、本県における運動部活動の在り方に関する指針を定め、諸課題の解決に向け協議を行っているところです。

また、技術的な指導に従事するとともに、単独での指導や引率を行うことができる部活動指導員を県立学校等に配置し、指導体制の充実と教員の負担軽減に努めているところです。

②地域の実情等に応じた新たな運動部活動の形態について 【体育スポーツ健康課】

平成31年2月議会自民党代表質問において、「地域の実情等に応じた新たな運動部活動の形態の構築について調査研究してまいる」と答弁したが、新たな運動部活動の形態とはどのようなものか。

現在、想定している形態としては、例えば、「部員数の少ない複数校の生徒が合同で活動する部活動」や、「隣接する学校で種目が重ならないよう学校ごとに異なる種目を実施する拠点校方式の部活動」、「地域のスポーツクラブ等が学校の施設を利用し、運動部活動の生徒と一緒に活動する部活動」などが考えられます。

③今後の運動部活動の在り方に関する見解について 【体育スポーツ健康課】

運動部活動の課題を解決し、子どもたちにとって持続可能な運動部活動となることが必要であると考えるが、今後の運動部活動の在り方について教育長の見解を問う。

運動部活動は、我が国のスポーツ振興を支えてきたばかりでなく、学校教育の一環として生徒の心身の発達や人格形成等に資するとともに、教職員にとっても、学級や授業中には見ることのできない生徒の姿を把握できるなどの教育的意義があります。

このような運動部活動を持続可能なものとするためには、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境を整備していく必要があると認識しており、引き続き、本県の実情を踏まえた新たな運動部活動の在り方について、調査研究を進めてまいります。